

石川県公報

令和6年3月14日(木曜日)

号 外

(第16号)

目 次

規 則	
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課) 1	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則 () 4
○石川県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例第二条第一項の石川県特定非常災害を指定する等の規則 (行政経営課) 1	○病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (医療対策課) 5
○石川県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 2	○石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を改正する規則 (少子化対策監室) 5
○石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則 (市町支援課) 4	○石川県保健休養林施設条例施行規則の一部を改正する規則 (観光企画課) 5
○婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則 (女性活躍・県民協働課) 4	○原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 (水産課) 6
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (障害保健福祉課) 4	

告 示

○石川県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例に基づく特定権利利益に係る満了日の延長の措置 (行政経営課) 7

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和三十二年石川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第二号中「同法第六十六条」を「又は同法第六十六条」に改め、「又は売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

石川県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例第二条第一項の石川県特定非常災害を指定する等の規則をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第三号

石川県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例第二条第一項の石

川県特定非常災害を指定する等の規則

(趣旨)

第一条 この規則は、石川県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例(令和六年石川県条例第六号。以下「条例」という。)第二条第一項、第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、石

川県特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(石川県特定非常災害の指定)

第二条 条例第二条第一項の石川県特定非常災害として令和六年能登半島地震による災害を指定し、令和六年一月一日を同項の石川県特定非常災害発生日として定める。

(石川県特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第三条 前条の石川県特定非常災害に対し適用すべき措置として、条例第三条及び第四条に規定する措置を指定する。

(行政上の権利益に係る満了日の延長期日)

第四条 第二条の石川県特定非常災害についての条例第三条第一項の規則で定める日は、令和六年六月三十日とする。

(特定義務の不履行についての免責に係る期限)

第五条 第二条の石川県特定非常災害についての条例第四条第一項の規則で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和六年四月三十日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和六年一月一日から適用する。

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第四号

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則

石川県税条例施行規則(昭和三十二年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の六中「第百四十四条第三項」を「第百四十四条第四項」に改め、「第六十六号様式」の下に「第六十六号の二様式」を加え、同条に次の一項を加える。

2 条例第百四十四条第五項に規定する申請書は、第六十六号の二様式による。

石川県税条例施行規則様式目次中

「第六十六号様式	自動車税(環境性能割)減免申請書(日本赤十字社等関係)	第六十八条の六」を
「第六十六号様式	自動車税(環境性能割)減免申請書(日本赤十字社等関係)	第六十八条の六
第六十六号の二様式	自動車税(環境性能割)減免申請書(災害関係)	第六十八条の六」
第六十六号様式の次に次の一様式を加える。		

第66号の2様式

自動車税（環境性能割）減免申請書（災害関係）			
石川県知事 様		年 月 日	
		申請者 住所又は 所在地 （納税義務者）氏名又は 名称 電話番号	
次のとおり被災し、自動車を滅失し、又は買い換えたので、自動車税（環境性能割）の減免を申請します。			
申請理由	<input type="checkbox"/> 登録（取得）から1月以内に被災したため（条例第144条第1項第5号） <input type="checkbox"/> 被災自動車の代替として自動車を取得したため（条例第144条第1項第6号）		
被災した日	年 月 日	災害の種類	
被災した場所			
減免を受けようとする税額	円		
区 分	被災自動車	代替自動車 (買換えの場合のみ記入)	
登録番号			
登録（取得）年月日			
所有者			
使用者			
営業用・自家用			
用途			
残存価格			
抹消登録日			
契約年月日			
税率			

参考 この申請書は、必要があるときは所要の調整をして使用することができる。

監 印

りの親則は、公布の日から施行する。

石川県住民基本台帳法施行条例に基づき知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第五号

石川県住民基本台帳法施行条例に基づき知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則

石川県住民基本台帳法施行条例に基づき知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則(平成二十年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石川県住民基本台帳法施行条例に基づき都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の提供の方法等を定める規則

第一条中「知事保存本人確認情報の提供」を「都道府県知事保存本人確認情報(以下「知事保存本人確認情報」という。)及び都道府県知事保存附票本人確認情報(以下「知事保存附票本人確認情報」という。)の提供」に改め、「別表第二の規定による知事保存本人確認情報」の下に「及び知事保存附票本人確認情報(以下「知事保存本人確認情報等」という。)」を加える。

第二条(見出しを含む。)中「知事保存本人確認情報」を「知事保存本人確認情報等」に改める。

附 則

この規則は、石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(令和六年石川県条例第十号)の施行の日から施行する。

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第六号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第四十二号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第七号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和三十九年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第三十三條第七項」を「第三十三條第九項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき任意入院者の症状等の報告に関する条例施行

規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則(平成十九年石川県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式備考2中「第33条第1項・第4項」を「第33条第1項・第3項」に、「第33条第3項・第4項」を「第33条第2項・第3項」に、「第33条の7第2項」を「第33条の6第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の別記様式の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第九号

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十号

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を改正する規則

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則(昭和三十九年石川県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第三項」を削る。

別表第二注1中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に、「同注第7条第2項」を「同項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

石川県保健休養林施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十一号

石川県保健休養林施設条例施行規則の一部を改正する規則

石川県保健休養林施設条例施行規則(昭和四十八年石川県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

十一 屋内木育施設 別記様式第十四号

第十一条第一項中「別記様式第十四号」を「別記様式第十五号」に改める。

別表中

学習ホール	1月4日から 12月28日まで	午前9時から 午後5時まで
-------	--------------------	------------------

 を

学習ホール	1月4日から 12月28日まで	午前9時から午後5時まで
屋内木育施設	12月28日まで	午前9時から午後4時30分まで

 に改める。

別記様式第十四号を別記様式第十五号とし、別記様式第十三号の次に次の一様式を加える。

別記様式第14号(第10条関係)

(1日利用の場合)

No.	年 月 日
屋内木育施設使用券	
(区 分) ￥	
石 川 県	

備考(区分)には、「個人」又は「団体」及び個人にあつては「一般」又は「小学生以下」の別を記入する。

(年間利用の場合)

No.	年 月 日
屋内木育施設年間使用券	
(利用期間) 年 月 日から 年 月 日まで	
￥	
石 川 県	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の別記様式第十四号の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十二号

原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成十五年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第十七号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

別記様式第一号(裏)備考7、別記様式第二号(裏)備考5、別記様式第三号(裏)備考3及び別記様式第四号

(裏)備考3中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成二十年石川県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第十七号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例施行規則(令和三年石川県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第十七号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

別記様式第一号(裏)備考7、別記様式第二号(その1)(裏)備考5及び別記様式第三号(裏)備考3中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部改正)

第四条 ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則(平成十六年石川県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第一号ハ(ト)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改める。

第六十九条第一号ホ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改め、同号へ及び同条第十号ト中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第八十八条第四号ハ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改め、同号ニ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第九十七条第一号ト中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改め、同号チ及びル並びに同条第七号ロ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第一百二条第一項第二号ハ(イ)並びに第二百二十四条第十号、第六十号及び第七十号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(石川県漁港管理条例施行規則の一部改正)

第五条 石川県漁港管理条例施行規則(昭和三十二年石川県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「漁港漁場整備法施行規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

石川県告示第81号

石川県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例(令和6年石川県条例第6号)第3条第2項の規定により、同条第1項の延長の措置の対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を次のとおり指定する。

令和6年3月14日

石川県知事 馳 浩

特 定 権 利 利 益	対 象 者	延長後の満了日
石川県漁港管理条例(昭和33年石川県条例第29号)第12条第1項に規定する甲種漁港施設の占用等の許可	令和6年能登半島地震による災害に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町の区域(以下「災害救助法適用区域」という。)内に住所又は主たる事務所を有する者	令和6年6月30日
石川県国土交通省所管公共用財産管理条例(平成12年石川県条例第20号)第3条第1	災害救助法適用区域内に住所又は主たる事務所を有する者	令和6年6月30日

項に規定する公共用財産の使用又は収益の許可		
石川県港湾施設管理条例（昭和30年石川県条例第10号）第5条第1項、第2項又は第3項に規定する港湾施設の使用の許可	災害救助法適用区域内に住所又は主たる事務所を有する者	令和6年6月30日
ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例第16号）第48条第1項に規定する浄化槽保守点検業の登録又は同条第3項に規定する更新の登録	災害救助法適用区域内に住所又は営業所を有する者	令和6年6月30日
いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号）第49条に規定する広告物の表示等の許可	災害救助法適用区域内に住所又は主たる事務所を有する者	令和6年6月30日
いしかわ景観総合条例第78条第1項に規定する屋外広告業の登録又は同条第3項に規定する更新の登録	災害救助法適用区域内に住所又は主たる事務所を有する者	令和6年6月30日